

通し番号	質問内容	回答
1	項目：公告文 P1 1-(2) 内容：履行期間が令和12年8月31日までとありますが、履行終了時にリース物品は賃貸人へ返還するという認識でよろしいでしょうか。	その認識で相違ございません。履行終了時に賃貸人の責任において、速やかにリース物品の撤去（廃棄処理など最終的な処分までをいう。）の実施をお願いします。また、これに要する費用は賃貸人の負担としてください。
2	項目：公告文 P4 9-(2) 入札書に記載する金額は、リース期間を72ヶ月として1ヶ月あたりのリース料を記載するという認識でよろしいでしょうか。	その認識で相違ございません。
3	項目：仕様書 P1 2-A-⑫ 内容：搭載するChrome OS FlexおよびAndroid OSは履行終了日の令和12年8月31日までOSメーカーがサポートしているという認識でよろしいでしょうか。	その認識で相違ございません。リース期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び構築並びに構成変更等を実施すること。その場合に必要となる代替品やこれに要する費用は賃貸人の負担としてください。
4	項目：仕様書 P1 2-A-⑬ 内容：オルタネードモード対応のType-Cケーブル(3m)とありますが、2m程度のケーブルでもよろしいでしょうか。	仕様のとおり3mのケーブルとします。
5	項目：仕様書 P2 2-B-② 内容：新規スタンドを活用し、既設スタンドのキャビネット部のみを流用する場合、既設キャビネット部以外の既設スタンドは全て廃棄するという認識でよろしいでしょうか。	既設スタンドの廃棄は本市が別途契約により実施しますので本調達の範囲外とします。 仕様書別紙「電子黒板および電子黒板可動式スタンド設置予定校」の既存スタンドの状況にあわせて以下のとおり作業してください。（郡山小学校はその他スタンドと表記あるが、サンワサプライ製スタンドとして作業） 既設スタンドがサンワサプライ製である教室…既設スタンドのキャスター、アタッチメント等を交換し、電子黒板用のスタンドとして活用 804台（仕様書2-B-①） 既設スタンドがライオン事務器製スタンドである教室…新規スタンドを導入し、既設スタンドの支柱を取り外し、キャビネット部分をタブレット保管庫として活用 255台（仕様書2-B-②） 既設スタンドがその他スタンドである教室…新規スタンドを導入 47台（仕様書2-B-②） 既設スタンドがない教室…新規スタンドを導入 3台（仕様書2-B-②） 既設スタンドに設置されているテレビはすべて外して校内の指定する場所へ移動すること。その際、廃棄予定のものとして再利用するものを学校及び教育委員会に確認のうえ、分けて保管すること。 （廃棄予定分、再利用分それぞれの型番ごとの台数、保管状況の写真、保管場所を記載した一覧を作業終了後に賃借人に提出すること） 既設スタンド活用により取り外した支柱などと、その他スタンド47台については、廃棄予定のものとして再利用するものを学校及び教育委員会に確認のうえ、廃棄予定のものは運搬できるように分解し、校内の指定する場所まで移動すること。（取りはずした支柱の種類ごとの本数、保管状況の写真、保管場所を記載した一覧を作業終了後に賃借人に提出すること。）再利用するものは校内の指定の場所まで移動のうえ、再利用するテレビを設置すること。
6	項目：仕様書 P2 2-B-② 内容：新規スタンドを活用し、既設スタンドのキャビネット部のみを流用する場合、新規スタンドと既設キャビネット部の設置位置は別々の位置でも問題はないでしょうか。	新規スタンドと既設キャビネット部は別々に設置するのではなく、室内の安全面と教育環境面を考慮し、同じ位置に配置できるように工夫して設置をお願いします。
7	項目：仕様書 P3 6.その他 内容：Wi-Fi設定に必要な機能を教えてください。	IEEE802.1XでEAP-TLS認証が可能であり、2.4GHz帯および5GHz帯（W52、W53、W56）に対応している必要があります。なお、必要に応じて事前に動作確認をお願いします。また、電子黒板が正常にネットワークに接続し、Google管理コンソール上で管理が可能な状態であることの確認をお願いします。
8	項目：6.その他（仕様書）P3 内容：※既設スタンドの処分費用は含むとありますが、廃棄という認識でよろしいでしょうか。その場合、受注者が産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を得ていない場合、排出事業者である鹿児島市様と受注者及び資格の許可を得ている事業者との産業廃棄物処理委託契約を締結する認識でよろしいでしょうか。	質問5の回答のとおり
9	項目：2.規格等 A.電子黒板 1,109台 （電子黒板および電子黒板可動式スタンド 仕様書） P1 No.⑫(OS及びセキュリティ) 「電子黒板本体とOPSが同一メーカーであること」 内容：OEM製の電子黒板につきましては、実態はOPS製品と製造会社が変わります。この場合、同一メーカー品ではなく、他社品という扱いになります。これが問題なしという事でしたら、この文言は明らかに入札において公平性にかけていて不適切と思われる。その場合は、納入時までにGoogle社より認定を受け、CEUライセンスを付与した検証済みのChromeOS Flex OPS製品であれば、電子黒板の同一メーカーではなくとも問題なしという判断で、よろしいでしょうか。	仕様のとおり同一メーカーとします。

通し番号	質問内容	回答
10	<p>項目：2. 規格等 B. 電子黒板可動式スタンド 1, 109台 既設スタンド利用か新規スタンド取替のどちらかで選定し、電子黒板台数分のスタンドを用意すること。 (電子黒板および電子黒板可動式スタンド仕様書) P1 No.①(既設スタンド活用) 「可能な限り、既設スタンドを利用すること」</p> <p>内容：既設スタンド利用か新規スタンド取替のどちらかで選定し、電子黒板台数分のスタンドを用意すること。とありますが、既設スタンド利用 (XXX台)、新規スタンド取替 (XXX台) と明確に提示頂くことは可能でしょうか。現地調査無しでは判断ができないため、正確な入札価格の積算ができません。</p>	<p>質問5の回答のとおり</p>

※ 質問受付期限 令和6年5月7日(火)午後5時15分まで